

令和9年度介護施設等整備事業

A事業量調査

| 事業区分 | 内容 |
|--|--|
| ⑦ 基金利用による既存施設の改修等（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業） | |
| (1) 既存施設のユニット化改修支援事業 | 特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行う事業を対象とする。 |
| (2) 既存の特養及び併設されるショートステイ多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 | 特別養護老人ホームの多床室及び併設されるショートステイ用居室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業を対象とする。 |
| (3) 看取り環境の整備促進事業 | 介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業を対象とする。 |
| (4) 共生型サービス事業所の整備促進事業 | 障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備を行う事業を対象とする。 |
| ⑨ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化 | 都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等を1施設創設することを条件に、広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとする。 |
| ⑩ 大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援 | 既存施設の大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、介護ロボット導入及びICT導入を行う事業を対象とする。 |
| ⑪ 介護職員の宿舎施設整備 | 介護職員が働きやすい環境を整備する目的で、介護施設等の事業者が介護人材（外国人を含む。）を確保するため、当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助する。 |
| ⑬～⑰ 介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業 | |
| (1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援 | 居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。 |
| (2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業 | |
| ア. ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援事業 | ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。 |
| イ. 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援事業 | 介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。 |
| ウ. 家族面会室の整備等経費支援 | 介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）するための事業を対象とする。 |
| (3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 | 介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。 なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。 |

※注意事項

調査の対象に含んでいるものの、令和8年度以降、補助事業を行わない可能性もありますので、予めご了承ください。

B要望調査(新規事業分)

| 事業区分 | 内容 |
|---------------------------|--|
| ③ 地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業 | 高齢者の増加が見込まれる都市部において、介護施設等の不足や人材競争の激化、介護ニーズの増加等に対応するため、都市部に所在する地域密着型サービス等が、広域型施設へと転換（サービス転換を含む）する事業を対象とする。また、当事業の実施を行った介護施設等については、事業の実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。 |
| ⑥・⑦・⑧ 介護施設等の集約・再編実施事業 | 介護職員が働きやすい環境を整備する目的で、介護施設等の事業者が介護人材（外国人を含む。）を確保するため、当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助する。また、当事業の実施を行った介護施設等については、事業の実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。 |

※新規事業分についての注意事項【1】

必ずしも事業化されるとは限りませんので予めご了承ください。

※新規事業分についての注意事項【2】

事業の実施後の介護施設等については、災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに立地しないこと。ただし、災害イエローゾーンについては、下記に該当する場合を除く。

(ア) 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること

(イ) 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること

a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

(参考)

| | 区分 | 内容 |
|-------|--|---|
| 大規模修繕 | (1) 施設の一部改修 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事。 |
| | (2) 施設の付帯設備の改造 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事。 |
| | (3) 施設の冷暖房設備の設置等 | 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事。 |
| | (4) 避難経路等の整備 | 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事。 |
| | (5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修 | ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事。 |
| | (6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修 | 消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備。 |
| | (7) 消融雪設備整備 | 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備。 |
| | (8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等 | 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等。 |
| | (9) 施設の改修整備 | 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事。 |
| | (10) その他施設における大規模な修繕等 | 特に必要と認められる上記に準ずる工事。 |
| 耐震化 | | 地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事。 |

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。